

第92号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

町有地の利用者を募集します

町では、復興事業で買取した土地の利活用を図るため、利用可能な町有地の利用者を募集します。

応募資格や申込書類等、詳細につきましては、町ホームページをご覧になるか、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

●公募地の概要

今回の公募地は、船越・田の浜地区と織笠地区にある町有地となります。

地積、賃料及び契約保証金などの詳細な情報は、募集要項(町ホームページに掲載)をご覧ください。

●公募期間 令和2年7月1日(水)～令和2年7月10日(金)

●利用条件及び注意事項

- ・ 自己利用の方が対象です(貸店舗は可)。
- ・ 居住用には利用することができません。
- ・ 土地は現状での引渡しとなりますので、現地をご確認ください。
- ・ 建物を設置(建設)する場合としない場合で、賃料、契約保証金及び貸付期間の条件が異なります。詳しくは募集要項をご覧ください。

●位置図 黒塗りの画地が、今回の公募地になります。



●**公募対象地**（貸付算定表）

※建物建設の場合

区画番号	面積	賃料(月額)		契約保証金	用途地域
		20年目まで	21年目から		
田一①	514.64㎡ (156坪)	7,760円	15,520円	620,000円	準工業
1-1①	872.5㎡ (264.4坪)	15,455円	30,910円	1,236,000円	準工業
1-1②	872.5㎡ (264.4坪)	15,455円	30,910円	1,236,000円	準工業

【お問い合わせ】

町都市計画課 宅地管理係 ☎0193-82-3111（内線255、256）

【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限のお知らせ

◎ 令和2年12月28日までに新居への転居と補助金の申請を

これまで復興かわら版でお知らせしたとおり、東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限は次のとおりとなっております。

加算支援金：令和3年3月10日まで

加算支援金以外の住宅再建補助金：令和2年12月28日まで

加算支援金は令和3年3月10日までとなっておりますが、その他の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、**住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）